

## 大逆の〈家／国〉という支配ルール

——森鷗外「蛇」における反転する家族国家観——

坂 崎 恭 平

### 一、反転する家族国家観

明治四三（一九一〇）年、大逆事件が起きた年は、社会主義に代表される進歩的な思想を押し込めようとする、天皇制国家を再編強化するための反動的なイデオロギーが確立された年でもあった。そうしたイデオロギーの一つに、〈家族国家観<sup>①</sup>〉がある。この家族国家観は当時〈家国〉と呼ばれ、国定として編纂された修身の教科書にも取り入れられた。同年二月にはその教科書を用い、師範学校の教員向けの講習会が開かれており、家族国家観イデオロギーは着々と国民の身体へと刷り込まれようとしていた。

その翌年、明治四四年の年明けに、森鷗外の短篇小説「蛇」〔中央公論「明四四・一」〕は発表された。家族国家観イデオロギーが〈忠孝一致〉をスローガンとして掲げる時流において書かれたその

小説はしかし、そうしたポジティヴな構図を反転させた、家庭の秩序の崩壊をめぐる、ネガティヴな物語であった。作中で描かれるのは、穂積家の家長・千足ちたると妻・お豊とよ、そして亡き姑の、「寡言善行」というしきたりをめぐる家庭の不和についてである。お豊は千足や生前の姑に忠孝を尽くすのではなく、むしろ彼らのしきたりに逆らう「今の女」<sup>②</sup>「新しい女」として語られる。そうした閉塞した家とは露知らず、出張の宿を借るために訪れた語り手の「己おれ」は、そこで自家の悲惨な現状を聞かされ、千足の相談に乗るといふ形で、二人は問答を繰り返す。話題はお豊という「今の女」をどうするか、ということから、「社会主義者」や「無政府主義者」の是非といった、一種国家的な規模にまで及んでいく。つまり物語上において、家庭という水準は、国家という水準と、ある種類推的に語られていくのである。これは国民たちが成す家庭とそれを統括する国家を類

推的な関係におく家族国家観イデオロギーと、構図的には類似していると言える。ただし先述したように、本作における家族国家観的な構図は、忠孝一致を旨とせよ、といった本来のポジティブな意味においてではなく、お豊が穂積家の秩序を破壊する（と語られる）ことと、「社会主義者」や「無政府主義者」が国家秩序を紊乱することとが類推的に語られる、といったネガティブなものへと反転している。つまり忠孝一致といった美談めいたスローガンが、組織における被支配者から支配者への反抗、いわば〈大逆〉として反転しているのである。そうした反転した家族国家観の表象は、大逆事件下という状況において、どのような意味をもちうるのだろうか。

「蛇」における家族国家観イデオロギーという観点をいち早く提示したのは、田中実である。田中は、「嫁と姑との確執というかたちでの〈家〉における内実の喪失、家の機能の解体化の問題が、大逆事件以後の作品「蛇」では、明治国家体制の根幹を脅かす問題に重なっている、全体のいつさうの昏迷へと陥っていた。それは明治政府によって築きあげられた国家理念の支柱、天皇制イデオロギーである忠孝を一体化した〈家族国家観〉の実質的な内部からの崩壊の現れ」であり、千足の「〈父〉の死は穂積家に〈母〉と〈嫁〉の対立、昏迷を齎したが、これがとりもなおさず〈国家〉の昏迷を表すところに〈家族国家〉としての明治政府の特性がある。」と論じ

ている。穂積家と国家は、ともに昏迷に陥っているという点において類推的な関係にある、という指摘は正鵠を射ており、「蛇」論のなかでもごく早い時期に家族国家観に着目した点については、慧眼という他はない。そうした田中論を踏まえて本稿で考察したいことは、穂積家と国家とのそうした類推的な関係において生じる、あるズレについてである。

こうした点に踏み込んだのが、大塚美保<sup>③</sup>である。大塚は、「己」が認識している課題はあくまでも穂積家の家内問題、すなわち「今の女」である。困った妻への対処法や、一家を悩ます蛇の処理法を示すことであって、無政府主義や社会主義への対処法という国家レベルの問題では決してない。「己」が宰領するこの水準を包摂する形で、さらに上の水準が——穂積家と国家が隠喩関係に置かれ、家庭／国家の変換式が機能するテキストの水準が——ある。」とす。また続けて、「己」という語り手の「水準」ではなく、それを「包摂」する「家庭／国家の変換式が機能するテキストの水準」——鷗外の複数の作品Ⅱ「言語の構造体としてのテキスト」の「解の仮説」として導き出される抽象的な作者Ⅱ「モデル作者」が統御する水準——にこそ、本作の批評性があると、大塚は論じている。曰く、「たしかに「己」が所属する物語世界の内部ではこれ（結末の蛇退治、及びそこにおける「己」による迷信に対する科学的な説

明——引用者注、以下同じ」で解決が付いている」が、「家庭／国家の変換式が機能する上位水準ではことはそう簡単ではない」。それは、「なぜなら、家庭の物語が国家の物語へと変換される際、「己」の判断や処置が国家のレベルでは無効であることが露呈してしまうから」であり、「己」の語りは、彼が「無政府主義や社会主義について知識らしい知識を持たず（略）理解するより先にこれを貶め、排斥するタイプの人間であることを示しており、既成の秩序に反抗的な女性に対しても同じ姿勢が認められ、これら二種類の無理解が「己」の中で複合している」からであり、そうした姿勢は、「無政府主義や社会主義のみならず、女性解放思想や文学上の自然主義などの新思想をも、危険」と呼び、一括して排除しようとしていた、大逆事件後の言論・思想統制のありように非常に近く、「モデル作者」はそうした「己」の示す処方箋の無効を暴露することによって、逆に本質的な論点のありかを指し示していると理解でき「るからである、と。「モデル作者」云々というのはここでは措くとしても、「家庭／国家の変換式」の不可能性という図式は、本作を読む上での重要な指標の一つである。こと間違いなく、田中論を正當に発展させたものとして、この大塚論は、まことに示唆に富むものである。

大塚論をふまえた上で改めて考えてみたいのは、氏の言葉を借り

て言えば、「国家の物語」が「家庭の物語」へと「変換」される——言うまでもなく家族国家観が用いるレトリックである——際に生じる、その「変換」の不可能性についてである。穂積家にとって他者である「己」の話題は、穂積家という「家庭」から、「独逸」の「小学校」や、果ては「英国」といった水準にまで及ぶ。そこでの家族国家観的な構図は、共同体の秩序を守るために、その支配者が被支配者を「打つ」＝罰することに担保されている。二項対立で示せば、夫／妻、教師／生徒、為政者／社会主義者、といった具合である。これは先ほど述べた、反転形としての家族国家観に相当する。先取りして言えば、そうした構図において浮かび上がるのは、「打つ」ことをめぐる「己」の語りの論理の、「国家」から穂積家という「家庭」への「変換」不可能性についてである。つまり、大塚の言う「家庭の物語」＝作品内の、「国家の物語」＝作品外への「変換」の「無効」化、という論理の手前で、作品内の論理における、「国家」的な水準から穂積家という「家庭」といった水準への「変換」が、そもそも「無効」なものではないか——こうした仮説に基づき、本稿では以下、家族国家観イデオロギーに対する、本作の批評の可能性について考えてみたい。

千足と「己」の話題が家庭から学校、国家へと飛躍していく契機となるのは、彼らがお豊を「今の女」、つまり〈新しい女〉の一人

として語る場面においてであった。従来お豊コトシ「新しい女」という等式は、作品を読む上で自明の枠組コトシとされてきた。そのコードの根拠となる、彼らがお豊を「新しい女」とみなす同時代的な感性コトシを問うことから、まず始めよう。

## 二、社会主義者の「やうに」ふるまう女

千足がお豊を「今の女」II「新しい女」と考えるきっかけとなったのは、「去年」の折、彼がかつて「東京にゐた頃、学校で心安くした友人が温泉へ来た」時に、その友人から聞いた話に端を発する。

千足曰く、その友人は「かう云ふ事を言つた」——「妻を持つて子供が沢山出来た。ところが、其妻が authority、といふものを一切認めぬ奴で、言ふ事を少しも聞かない。それでは親に済むまいとか、お上に済むまいとか、神様に済むまいとか、仏に済むまいとか、天帝に済むまいとか云はうとしても、どれも此女に掴まへさせる力草にはならない。どうも今の女学校を出た女は、皆無政府主義者や社会主義者を見たやうな思想を持つてゐるやうだ」。それを聞いた千足は、「其時はわたくしもこの男は随分思ひ切つた事を云ふと思つて聞いてゐる」たが、「好く考へて見ると、わたくしの妻などもオオソリチイは認めません。」と、旧友の妻の像をお豊に重ね合わせる。

まず設定を確認しておく、千足は「日清戦争のある年に、早稲

大逆の「家／国」という支配

田の方が卒業になつて帰つてきており、お豊もそれと前後して、東京の「高等女学校を卒業」して、故郷である「信州」に帰つてきている。その頃お豊は「十八」であり、千足は二四歳程度であると考えられる。その時点で二人は婚姻し、現在にまで至っている。千足は「明治の初年」II明治四〜五年頃、お豊は一〇年頃の生まれであり、作中現在が作品発表時と同時期だと仮定すれば、現在二人はそれぞれ四〇歳、三五歳程度ということになるだろう。また千足が「東京にゐた頃、学校で心安くした友人」というのは、「早稲田」(千足の在籍時の名称は東京専門学校)の学友であろう。彼は千足と同じ学校を卒業して、お豊と同じように女学校を出た者を妻にするという、およそ千足と同じようなライフコースを辿つてきたのだと想像できる。

千足の旧友の妻やお豊は、「今の女学校を出た女は、皆無政府主義者や社会主義者を見たやうな思想を持つてゐるやうだ」と語られる。「やうな」「やうだ」という類似・推量や、千足が旧友に聞いた、という伝聞形をとることは、ここでは重要である。彼女らは類推的・伝聞的に語られる。この「やうな」という修辭には、どのような力学がはたらいっているのだろうか。

例えば生田長江は、本作を評して、「今の女学校を出た婦人等が、無政府主義者や社会主義者のやうに、一切のオオソリチイを認めな

いと云ふのは、議論でなくて事実」、「賢母良妻主義の学校屋に対し  
ては、それ見ろと言つて遣り度いほどの、痛快なる事実」であり、

「彼等は欧羅巴の新しい婦人等が、新しい思想の影響で、個人主義  
の自覚を得たのと異り、余りに浅薄なる啓蒙時代の悪教育を受けた  
ため、或は教育らしい教育を受けなかつたため、もとの野性にあと  
返りをした」（傍点引用者、以下同じ）のだと言う。長江にとつて  
は「無政府主義者や社会主義者のやうに」という修辭は、「賢母良  
妻主義の学校屋」への批判として、また「今の女学校を出た婦人  
等」と「欧羅巴の新しい婦人等」との差異を強調するためのものと  
して用いられる。附言しておけば、作中には、「賢母良妻主義の学  
校屋」への批判も、「欧羅巴の新しい婦人等」云々という記述もな  
い。本作においてはそうした複雑な力学は一切省略されており、  
「無政府主義者や社会主義者」は、本来の宛先である「欧羅巴の新  
しい婦人等」ではなく、その模倣としての「今の女学校を出た婦  
人等」へと、〈やうな〉という修辭に包まれて直送／誤配されてい  
く。長江は「無政府主義者や社会主義者」の〈やうな〉「婦人」と  
いう言説の語り部としては、千足が「己」の遙か先を行っていると  
言えるだろう。なぜなら彼らの話題はこの後、「欧羅巴の新しい婦  
人等」という起源へと遡行していくのではなく、「今の女」という  
その亜流へと、一足飛びに移行してしまふからである。千足の旧友

の妻やお豊と「無政府主義者や社会主義者」は、その間まにある  
〈やうな〉が消去される形で、千足と「己」の間で交わされる体罰  
論のための駒として昇華される。

「今の女学校を出た婦人等」が進歩的な思想に染まることへの警  
鐘は、長江が批判した教育者の側からも発せられていた。下田歌子<sup>⑥</sup>  
は、「あながち女子が学問をした為の弊害とのみ云ふ訳でも」ない  
が、「日本の今日の程度では、まだそれほど進んだ大学生の女  
子を家庭に迎へる必要もなく、又それほど進んだ新しい思想を  
持った婦人を家庭に迎へるについては、少なからぬ家庭の不調和を  
覚悟しなければなら」ないし、「あまり学問の深い人は寧ろ縁が遠  
くなる傾きがあるではないかと思はれ」る、と言う。しかし一方で、  
「今日明治の家庭に於いて要求する婦人は、決して、無学文盲でよ  
いと云ふわけでは」なく、「相当の学問をして、又相当の智識もあ  
り、品性の修養もあり、実地の技量もある婦人を要求する」し、  
「その様な婦人を作るには」、「まづ普通は、何うしても高等女学校  
の卒業程度の学問は必要であ」るだろう、と説く。

お豊の周囲では、彼女が「東京へ稽古に行けば、あれは千足さん  
の処に嫁人をするとき、負けてはならぬから行くのだなどといふ噂  
さへ」立った。この周囲の者たちのまなざしを、下田の言う女子教  
育の二面性に当てはめれば、彼らはお豊の女学校への進学を、「嫁

「入」のための「修養」という正の側面よりも、「学問」などで夫に「負けてはならぬ」と考える「婦人」を養成してしまふ、といった負の側面においてとらえていると言えるだろう。東京の「高等女学校」を出て帰郷したお豊は、「賢母良妻」か「進んだ新しい思想を持つた婦人」かのいずれかにカテゴライズされる定めにあるが、彼女が後者に振り分けられることは、例えば千足の母が、東京を「風儀の好くない土地」と呼ぶことから、半ば必然的に決定されていた。そうした「風儀の好くない土地」と呼ばれる東京から帰郷した千足が、実際に目にした東京についてどう考えているのか、作中で詳しく語られることはない。が、東京を「風儀の好くない土地」と考える母に孝を尽くす千足が、同じ家族として母のそうした風説を共有していること捉えるのは、さほど不自然なことではあるまい。だとすれば、千足がお豊に「無政府主義者や社会主義者」の影を見出すことの根は、「去年」再会した旧友の言葉ではなく、実は彼を生み育てた母の感性にこそ、あったと言ふべきだろう。母という根をもつ千足が抱く、「寡言善行」を認めないお豊に対する抽象的な違和感とは、「去年」再会した旧友の言葉によって、「無政府主義者や社会主義者」といった具体的な名や像が与えられることにより、彼のなかで（やうな）という直喩として整理される。

ここで考えたいのは、（やうな）という一語で整理され片付けら

れてしまふ、お豊と「無政府主義者や社会主義者」との差異についてである。

社会主義者が家族制度を否定したことは常識に属する。穂積八束が起草し、山県有朋が明治天皇に奉呈した意見書「社会破壊主義論」<sup>⑦</sup>（明治四三年九月八日提出）は、社会主義者たちの「政治的要求ハ今ノ国家ノ組織ノ破壊」であり、彼らの「理想ハ、国家ト謂フ狭隘究屈ナル監獄ヲ脱」することにある、と説かれる。また、「今欧州ニ行ハルル社会主義者ノ主張スル所ヲ視ルニ家族制度ヲ以テ純潔ナル個人自由平等主義ノ実行ノ妨害ナリト為シ其ノ極端ナル者ニ至リテハ夫婦親子ノ関係ヲ法律上ノ上ニ認テ保護スルノ非理ナルヲ唱フ狂異ノ極ト謂フヘシ」、と危険視される。

また社会主義者たち自身、家制度や婚姻制度に対して、「世人は往々現今の一夫一婦制を以て未来永劫更ることなき宇宙の法則なるが如くに論断すれども、之れ家族生活の歴史を知らざるの論にして固より採るに足らず」と一蹴し、「此自由恋愛愛説に対しては幾多の非難あり、或は夫婦制度の紊乱を来すと曰ひ、或は男女の離合頻繁なるべしと曰ひ、或は原始の雑婚制に復帰すべしと曰ふ。然れども、男女が相当の年齢に達して自由<sup>⑧</sup>に其配偶を選択し、全く他の制肘を受けずして結婚するに至れば、其夫婦関係は当事者の自重の念に依りて確立せらるべく、今日の外部的圧迫による夫婦関係に比して一

層有力なる者となると推想するに難からず」と断ずる。唾棄すべき制度としての〈家〉。「そこで結婚の式に就いても、此の滑稽に見ゆる仲人だの、盃事だのといふ者を、一日も早く棄て、了つて、政府、教会、父母親戚の承認などは何うでも善い事として只だ本人同志の自由意志に従つて結婚して、只だ之を友人、知人、隣人に披露するといふ事にしたものだ」。

東京の女学校から帰つたお豊は、「殆ど周囲から余儀なくせられたやう」に結婚した。お豊「自身が待つてゐたらしいといふことさへ、媒の口から穂積家へ伝へられ」たそれは、無論「見合ひ」であり、社会主義者のいう「自由恋愛」ではない。「長野の新聞にまで出」るような良家の縁談であるので、社会主義者が「棄て、了」えとまでいう「盃事」といった儀式も、さぞや盛大に執り行われたことであろう。お豊はそうした地縁的な共同体における儀式に何らの異議を唱えることもなく、「婚礼は首尾好く済んだ」。お豊は姑の「善行嘉言」の話を嫌つて穂積家を「沈黙の家」へとなさしめたが、社会主義者のように家制度そのものまでをも否定したとは、到底言えない。(やうな) という修辭には、こうした確かな差異が刻み込まれている。

家族という共同体を成立させる原理である婚姻制度そのものを打とうとする社会主義者は、かなりラディカルな思想を抱いているこ

とは間違いない。(やうな) と語られるお豊の行動とは、幾分か徑庭がある。しかしその徑庭は、(やうな) という一語で片付けられ、そこに認められるはずの差異は、巧妙に隠されてしまう。そうした差異は、例えば、お豊が「寡言善行」というしきたりを「優しい顔をして、美しい声で」批判するところに、その痕跡が見られる。そうした差異の痕跡を口にしてゐる千足自身はしかし、その差異について、十分に自覚的なわけではない。代わつて彼が自覚的なのは、家族制度のルールとしての「民法」や、そしてその法—外なものとしての「世間体」に、自身が板挟みにされていることについてである。

### 三、民法・修身・国民道德—国家の規則<sup>ル</sup> 支配<sup>ル</sup>

千足は「民法」や「世間体」に触れて、以下のように吐露する。曰く、「長い間子がなくてゐる妻」だから、「それを離別する程容易な事はない様」だ。だが、自身の場合は「さう容易く行くものではない、と。まず「民法」が、千足とお豊の「離別」を阻むのである。お豊に「これと云つて廉立つた悪いこと」はなく、彼女は姑に「優しくない」が、かといつて「別に手荒い事もしない。また、千足がお豊を「離別しようとしたつて」、彼女は「勿論同意し」ないだろう、と。お豊の「積りでは、かうして一日一日と過すうちに、

いつかは楽しい生活に入る時が来るだらうと思つて」おり、彼女が「さう云ふ風で、合意が成り立たないのに、わたくしがどうしよう」と申したつて、里方の親類が承知し「ないだらう、と千足は言う。お豊が「話をたんとしない」ことは「何の理由に」もならないし、「無論法廷で争う理由なんぞにはな」らない。「その上世間体といふものもあ」り、我が家は「信州では多少人も知つてゐる旧家で」、「その内輪を新聞に書かれたくは」ない——「さういふ次第で、とうとう十四五年といふものが立つてしまつた」。以上が、千足が「己」に吐露するところのあらましである。

明治三二年に施行されたいわゆる新民法は、その第八一三条において、「離婚ノ訴ヲ提訴」することについて規定している。離婚を認めうる条件は、「配偶者が重婚ヲ為シタルトキ」(一)や「妻カ姦通ヲ為シタルトキ」(二)、「配偶者ヨリ同居ニ堪ヘサル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ」(五)、「配偶者カ自己ノ直系尊属ニ対シテ虐待ヲ為シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ」(八)などである。<sup>10</sup> また当時の離婚には協議離婚と裁判離婚があつたが、実際に訴訟沙汰になるケースは全体の一%以下——それも配偶者の生死不明など、やむをえない理由によるものが多い——であり、実態としてはほとんどは夫が妻を追い出す、いわゆる追い出し離婚をふくめた協議離婚であつた。<sup>11</sup>

大逆の〈家／国〉という支配

このような離婚をめぐる規則と実態と鑑みれば、千足はお豊と離別しようと思えば、強引ながら出来なくもないと言えるだろう。しかし、「薄志弱行」であり「世間体」に囚われる千足には、追い出し離婚といった強硬手段は採れない。また、姑の「善行嘉言」の話を嫌い、三度三度の食事にきちんと同席しようとせず、とうとうその姑を「寂しい家で死なせ」てしまふようなお豊のふるまいも、「直系尊属ニ対シテ虐待ヲ為シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタ」とまでは言えないだろう。かくして千足は、「民法」と「世間体」の狭間でアポリアに陥る。しかし国家はそのような現実など露知らずといったように、家族国家観という美談めいたイデオロギーを推し進めていく。<sup>12</sup>

冒頭で述べたように、家族国家観イデオロギーが推進される文脈の一つに、修身教育があつた。今日いわゆる国定第一期と呼ばれてゐる教科書が用いられたのは明治三七年四月からであり、それを改訂した第二期国定教科書は、明治四三年四月から使用が開始された。<sup>13</sup> その修身科の教科書において推進されたのが、家族国家観イデオロギーである。<sup>14</sup> そこでは「我が国民は概ね祖先を同じうし、国を挙げて一大家族を成すものなり。而して皇室は之が宗家にして、国民の皇位を仰ぐこと家族の家長に對するが如く、啻に之に服従するのみならず、また之を敬愛す。これ我が国体の美なるところにし

て我等は之を永遠に維持せざるべからず」と説かれる。

この第二期国定教科書を扱う形で、明治四三年の二月、「蛇」発表の前月に、師範学校の修身科教員向けに、文部省による国民道徳に関する講習会が開かれている。講演者は井上哲次郎、穂積八束、吉田熊次であり、そのうち穂積と吉田の講演の筆記録は文部省編『国民道徳二関スル講演』（明四四・四）に収められている。そこにおいて穂積は、「我が固有ノ国家ノ制度ト忠孝ノ義理トハ相俟ツテ離ルベカラザルモノデアル、之ヲ維持スルガ為メニ此ノ教義アリ、此ノ教義ガアツテ制度ガ維持サレテアル、両々相連ツテ離ルルコトノ出来ナイト云フ所ノ觀念ヲ養フコトガ最モ必要デアラウト思ヒマス」と説く。一方で吉田は、「我が国民ハ概ネ祖先ヲ同ジウシ国ヲ挙ゲテ一大家族ヲ成スモノナリ云々」ハ歴史上ヨリ我が皇位ハ日本帝國ノ上ニ如何ナル地位ヲ占ムルカノ実質上ノ考ヲ明ニセントスルモノナリ、「我が皇位ノ特質ヲ簡明ニ表示センニハ一家中ノ家族ト家長トノ関係ヲ類推スルヲ便トス。家長ハ同族ノ頭タリ、中心タリ、家族ト家長トハ親密ナル関係ヲ以テ結付ラレ、家長ハ其ノ中心タリ根本タルナリ。此ノ考ヲ我が国家ニ拡ムレバ我が国ハ一大家族トモ云フベキモノニシテ皇位ハソノ中心ナリ、我が国民ノ皇位ヲ仰グコトハ恰モ家族ノ家長ヲ仰グガ如シトノ意ヲ兒童ニ理解セシメントセシナリ」と「皇位」と「一家中」との「類推」を語る。

「固有」「歴史上」「本質・特質」「根本」といった修辭が用いられることにより、〈家／国〉という結びつきが、あたかも国民―国家にとって必然的なものであるかのように語られる。こうしたまさに「類推」的な修辭は、千足と「己」の対話において反復されている。穂積家という家庭から始まった彼らの問答は、やがて「英国」における「笞刑<sup>ちけい</sup>」や「独逸」の「小学校」にまで及んでいく。そこにおいて問題となるのは、「打つ」ということ、つまり暴力の行使についてである。その暴力論において、家族と国家の間にズレが生じる。

#### 四、法と暴力——〈家／国〉の痕跡

千足とその悩みを聞く「己」の対話においては、「今の女は丸で動物のやうに、生存競争の為めには、あらゆるものと戦ふやうになつてゐるのではない」（千足）だろうか、そしてそうした「理性」のない「赤ん坊」のような「下までの人間」を、理性のある人間と同じように扱おうとする「無政府主義者」や「社会主義者」は「間違つてゐる」、「遠くが見えない為めに、自分の破滅を招くやうな事をす」る者は、「暴力で留めなくてはならない」（「己」）、といった文字通りの暴論が繰り広げられる。家長たる夫は妻を「打つ」べきか否かという体罰論は、「独逸」の「小学校」の教師は生徒を打つべきか、「英国」という国家（における為政者）は犯罪者という

国民を「笞刑」にすべきか、といった、家庭↓学校↓国家という異質な水準へと敷衍されていく。千足の問いに「己」は、「兎に角つつなんといふことは非常手段ですから、教師だから打つても好い、夫だから打つても好いといふやうに、法則にして置くのは不都合でせう」、というリベラルな一面を見せるが、暴力という手段そのものを根本的に批判し吟味するわけではない。ここにおいて忠孝一致としての家族国家観は、「理性」のある者がない者を罰するという、体罰論として反転している。

こうした類推的な論法に説得されていく千足は、「なる程さうでせう。兎に角わたくしも或る場合には打つても好いといふ位な、堅固な意志を持つてゐましたら、可哀相に妻をあんな物にはしませんでしたらう。ああ。亡くなつた母も気の毒ですが、妻も実に気の毒です」と、強い者が弱い者を「打つ」という暴力の行使に、家庭という共同体の秩序の回復の可能性を見いだす。あたかも大逆事件で、為政者が社会主義者たちを処刑することによつて、国家という共同体の秩序の回復を志向しようとするかのように——「若し秩序を害する者あるときは国家社会は毫も寛假せずして之に制裁を加へざるを得ず。これ国家社会の自衛の為なればなり」<sup>17)</sup>。国家が社会主義者たちを処刑したように、千足もお豊を打つていれば、穂積家は救済されえたのだろうか。

大逆の〈家／国〉という支配

「己」にとつて他者を「打つ」という資格を担保しているのは、その力を行使できる存在——「英国」(における為政者)、「独逸」の「小学校」における教師——の絶対性である。彼らのやりとりにおいては千足が罰する側に、お豊が罰せられる側に類推されているが、実はその類推は、はじめから成立不可能な空論として、千足に突きつけられている。大日本帝国という国家(における為政者)は、「社会主義者や無政府主義者」をふくむ国民に対して弾圧を加えるが、それによつて彼ら執行者が法で裁かれることはありえない。法とは、他ならぬ国家の規則<sup>18)</sup>に支配であるからだ。一方で千足がお豊を「打つ」ことは、民法に抵触する——もつと言へば暴行は刑法(現行刑法は明治四〇年に公布、翌年施行)に抵触する——おそれがあるし、それはひいては「世間体」にも関わり、彼をさらなる奈落へと突き落とす契機となりうる。「己」が持ち出す暴力論において、千足にはその権能(権利／能力)が不足しているのである。

千足からその暴力<sup>19)</sup>「打つ」ことの権利を収奪する<sup>20)</sup>暴力とは、ベンヤミンが言うところの〈法措定的(＝立法)／法維持的(＝警察)暴力〉である。法が暴力を統制するためには、法それ自身が暴力になるしかなく、法自体に常にすでに暴力は侵入している——そうした(法における何か腐つたもの)(ベンヤミン)が、国家を家庭に変換することの不可能性を生じさせる。ここまで見てきたよう

に、「己」の語りにおける体罰論には、家庭と国家の重なりが見えるが、しかしそうした重なりは、法と暴力が絡み合った根深いところで、ズレを孕んでしまう。それは〈家国〉ではなく、〈家／国〉なのである。

\*

姑亡き後、突如仏壇に現われ、お豊を狂わせた一匹の蛇。その出来事を、例えば先に見た大塚論は、「お豊が仏壇の前で〔蛇を見て〕倒れた状況は、天皇の権威を認めない」「無政府主義者や社会主義者」が、不忠を働いたという咎を受け、天皇の威力の前に罰せられる事態、つまり大逆事件の処罰を諷諭的に表していると考えることができる、と読み解く。穂積家はいわば、大逆の〈家〉として見立てられるわけである。問題は、その見立てをどこまでスラすことが出来るか、ということである。

お豊が「御病気になられたのでからが、御隠居様を疎々しくなされた罰だなんだと」「下々」の者が「囁き合つてゐる」らしい、と清吉がこぼすように、蛇の出現によるお豊の発狂は、報恩に背いた彼女への亡き姑からの罰として、彼らの周囲では風説化コトワタされている。しかしもしお豊が、亡き姑の「寡言善行」といった風習を唾棄すべきものであると真に考えているならば、「初七日」に「線香を上げ」たり、蛇に姑の亡霊を重ね合わせて見たりするだろうか。彼女は

「寡言善行」というしきたりを批判するが、それは「優しい顔をして、美しい声で」なされるものであり、社会主義者のように徹底的に厳格なものではない。彼女は姑の死後も、その亡霊の影に怯えている。

確かにお豊は、穂積家の一員としての役割を果たし切れてはいないが、しかし、例えば生田長江が語っていたような〈新しい女〉には、なおさらなりきれてはいない。良妻賢母／〈新しい女〉という二項対立の境界を漂うお豊は、譬諭的に言えば、〈家〉の内部と外部との境界を漂う存在であると言えるだろう。お豊は穂積家から見ても、社会主義者から見ても、周辺的な存在なのである。

蛇はお豊から、その言葉を奪い取る。無論それは、お豊が千足と「己」に対して、自身について弁明することの権能の収奪を意味する。そうした収奪は、「己」と千足が持論を展開するには、まことに都合のよい条件である。だがその収奪は、お豊自身から考えを聞くことを不可能にするという点において、彼女をマージナルな位置に留め置く機能をも、同時に果たしている。境界を漂い続けるお豊をどうにか同定しようと、彼らがいくら言葉や費やそうとも、それは空虚な戯言としてしか響かない。マージナル・マンとしてのお豊と、彼女から声を奪い、囚らずもその越境性を支える蛇。両者もたらす運動は、「己」が持ち出す強引な二項対立の構築を、鮮やかに

にデイコンストラクトしている。お豊はあくまでも、男たちに語らるゝ存在、客体でしかない。声を奪われたお豊が、その境界のどちらに位置していると自身で考えているのかは、最後まで分からない。分からないゆえに、それは「己」の暴論を脱構築しうるのである。

結末部、東京から「精神病専門の人」を「呼んで見せるが好い」という「己」の「勧告」は、無論お豊の病を治し、ひいては穂積家の秩序を回復させるためになされた提言である。だが今後、お豊が声を取り戻し、彼女が自身の考えを千足に表明し、「己」に感化された千足が彼女を打ち、彼女をそのマージナルな位置から強引に引きずり下ろそうとすることになるかもしれないという意味において、この提言は穂積家の未来にとって、破滅をもたらすやぶ蛇であるかもしれない。千足に助言し、蛇を退治して帰る「己」は、家の秩序を守るべき千足の役割を代補——補うことと取って代わることが曖昧な状態——している。まさに今から穂積家を去る「己」にとつては、その後のことなどは、文字通り後の祭りなのである。

\*

これまで読まれてきたように、大逆事件という同時代的な文脈と強く共鳴している本作の舞台となる穂積家は、確かに大逆の〈家〉として見立てられる。その見立てを支えているのは、忠孝一致という陽面から、支配者が被支配者を打つという陰面へと反転した家族

大逆の〈家／国〉という支配

国家観的な構図であった。だがその構図の核において、〈国〉という支配は、〈家／国〉というズレを生じさせる。こうしたズレは、ネガとしての家族国家観イデオロギーに対する、ある種の批評性として受け取れる。だがそれは、他ならぬそうしたズレを生じさせている語り手「己」が、テキスト内において一切相対化されないという意味において、同時にテキストの限界点でもある。附言しておけば、そうした限界点を言挙げすること自体に、殊更重要な意義があるわけではない。重要なのは、「己」と同じく、「類推」という「暴力」を反復しているこの自「己」について内省することである。そうした蛇、足なくして、われわれに鷗外の「暴力」を問う資格はない。「蝨」に入れて蓋を」してきた蛇を解き放ち、そこに千本の足をつけること——本稿は鷗外の「暴力」を問い直すための、その足の最初の一歩であった。

注

- ① 教育勅語が發布された明治二三年前後にその萌芽が見られ（井上哲次郎『勅語衍義』上下、明二四・九、など）、日露戦後、特に大逆事件を承けて天皇制国家の再編強化のために持ち出され、祖孫一体、忠孝一致といったスローガンを掲げた。詳細な歴史的背景については、伊藤幹治『家族国家観の人類学』（ミネルヴァ書房、一九八二・六）などを参照。
- ② 田中実「先導者としての森鷗外覚え書——「蛇」のころ、あるいは

- 「妄想」まで——」（『国文学論考』「都留文科大学」第二〇号、一九八四・三）
- ③ 大塚美保「迷信と大逆——鷗外「蛇」里芋の芽と不動の目」、そして永錫会——」（『聖心女子大学論叢』第一一一集、二〇〇八・八）
- ④ 「蛇」における作中時間の時系列については、大屋幸世『森鷗外研究と資料』（翰林書房、一九九九・五）に詳しい。
- ⑤ 生田長江「二月の小説（上）」（『東京朝日新聞』朝刊、明四四・一・一九）
- ⑥ 下田歌子『婦人常識の養成』（実業之日本社、明四三・七）
- ⑦ 引用は大山梓編『山縣有朋意見書』（明治百年史叢書一六巻、原書房、一九六六・一一）による。
- ⑧ 堺利彦／森近運平『社会主義綱要』（鶏声堂、明四〇・一一）
- ⑨ 堺利彦「結婚式とは何ぞや」（『世界婦人』第一〇号、明四〇・五・一五）
- ⑩ 条文の引用は魚住嘉三郎編『改正日本六法全書』（魚住書店、明四三・八）による。括弧内の数字は項数をさす。
- ⑪ 明治期の離婚については、太田武男『離婚原因の研究』（有斐閣、一九五六・七）、玉城肇『新版 日本家族制度論』（法律文化社、一九七一・四）などを参考とした。
- ⑫ 大塚美保「森鷗外と国定修身教科書編纂——「教科用図書調査委員会」をめぐる——」（『聖心女子大学論叢』第一一三集、二〇〇九・八）は本作に触れて、「穂積千足・お豊夫婦は、健康な身体づくりから、親と国家に対する報恩に至るまで、修身科が国民に求めるあらゆる徳目に背いている。注意すべきは、テキストが彼らを表面的に非難また揶揄することはあっても、根底においては彼らの出現を当然の事態として——西洋文明との交渉、教育の進歩といった近代化に不可欠の条件の中
- で生じた事態として——捉えていることである。鷗外の現代小説は、教育勅語や修身教育に代表される国家公認の価値体系への違和、異議を、また、国家が掲げる理想の国民像とづくに追い越した新しい現実を描いていると言える」としている。首肯出来る見解である。そう考えてみれば、千足やお豊という名前自体がそもそも、彼らに求められる社会的資質とは全く正反対のものを表してはなかったか。千足には家長としての資質が足りておらず、お豊は穂積家に少しの豊かさをも、もたらしてはいない——と、テキストは表しているふしがある。
- ⑬ この第二次国定教科書の編纂事業には、鷗外も関わっていた。鷗外は文部省の教科用図書調査委員会という組織の委員であり、明治四一年の九月に任命されている。注⑫大塚前掲論によれば、鷗外は教科書原案の起草委員ではなく、主として修身部会において修正意見を述べる立場であり、総会では歴史科、国語科の教科書の審議にも関わっており、意見を述べる立場だった、とある。
- ⑭ 貝塚茂樹「解説」（『文献資料集成 日本道徳教育論争史』第一期第三巻、日本図書センター、二〇一二・六）には、「具体的に第二期国定修身教科書の内容は、第一期国定修身教科書の近代市民倫理の重視から転換し、「忠孝ノ大義」を強く打ち出したものとなり、さらには「家」や「祖先」などの家族主義的な要素と「天皇」などの国家主義的な要素を整合的に結び合わせた家族国家観に基づく道徳が強調された」とある。
- ⑮ 文部省編『高等小学修身書 第三学年用』（大二・一〇）のなかの「第一課 皇位」より。
- ⑯ 引用は寺崎昌男・久木幸男監修『日本教育史基本文献・史料叢書』（第四巻、大空社、一九九一・四）所収の複製版による。
- ⑰ 文部省編『高等小学修身書 第三学年用』（大二・一〇）のなかの「第二十課 秩序」より。

⑱ 「個々人に対抗して暴力を占有しようとする法の利害関心は、法的目的を保持しようとする意図によってではなく、むしろ法そのものを保持しようとする意図によって説明できる」（暴力の批判的検討）、山口裕之編訳『ベンヤミン・アンソロジー』河出書房新社「河出文庫」、二〇一・一、原著は一九二二）。なおベンヤミンが言う法措定的／法維持的暴力、いわゆる神話的と呼ばれるその「暴力」とは、Gewalt——暴力とともに、権力や支配力なども意味する——を指している。千足はそうした神話的な暴力 Gewalt に絡め取られているが、しかし彼は自身がお豊を打てないことの理由を、自身のその「薄志弱行」さに回取してしまい、それに対して「己」が、時には「暴力で留めなくてはならない」だろうというように、ここにおいて彼らの議論は、個的な暴力 violence という水準へと押し下げられている。作品における Gewalt という地と violence という図を反転させることに、本稿の目論見はある。

⑲ 注③大塚前掲論

〔付記〕 本稿は日本文学協会第三五回研究発表大会（於奈良女子大学、二〇一五・七）における口頭発表を元としている。会場の内外で多く

の方から貴重な御意見を賜った。記して謝意を申し上げる。引用においては漢字は原則として新字で統一し、ルビ・傍点類は適宜省略した。作品本文の引用は『鵬外全集』（岩波書店、一九七一〜七五）の第二刷（一九八六〜九〇）に拠った。